

令和8年度 山ノ内町農作業標準労賃・機械作業料金表

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

稲作	作業の種類	金額(円)	単 位	備 考
	一 般 作 業	1,061	時間当り	(注1)
野菜・果樹	剪 定 作 業	2,000	〃	接木、間伐作業を含む 機械、燃料は別途
	技 術 作 業	2,000	〃	棚、ハウス
	一 般 作 業	1,061	〃	(注1)
きのこ	一 般 作 業	1,061	〃	(注1)
機 械 作 業	耕 起 作 業	7,630	10アール当り	ロータリー 15cm 耕起 (注2) 畑耕起も同額、運転手・燃料付
	荒 代 作 業	9,050	〃	運転手・燃料付 (注2)
	植 代 作 業	10,280	〃	運転手・燃料付 (注2)
	田 植 機 作 業	10,630	〃	運転手・燃料付、苗運搬は別 (注2)
	刈 取 作 業 (バインダー)	13,650	〃	運転手・燃料・結束ひも付 (注2)
	脱 穀 作 業 (ハーベスター)	13,650	〃	運転手・燃料付 (注2)
	収 穫 作 業 (コンバイン)	26,590	〃	自脱式コンバイン 運転手・燃料付 運搬料は別途 (注2)
	も み 乾 燥	1,430	1 俵当り	水分 15%の場合
	も み 摺 り 作 業	1,061	1 俵当り	調整包装の場合 20%増
	S S 運 転 作 業	1,920	時間当り	オペレーター代
	S S 防 除 作 業	5,020	成木10アール当り回	運転手・燃料付、薬剤・補助者別途
	草 刈 り 作 業 (ビパー)	1,790	時間当り	草刈機使用、燃料代込み。 ただし、地形を考慮し増減することが出来る。
	草 刈 り 作 業 (乗用)	4,710	時間当り	草刈機使用、燃料代及び運搬費込み。 ただし、地形を考慮し増減することが出来る。

※上記労賃・料金はあくまでも基準(目安)であり、作業条件など実情を考慮して当事者間により決定することができます。

※(注1) 長野労働局の定めにより、令和7年10月3日付長野県の最低賃金は1,061円/時間です。

なお、最低賃金の見直しが行われた場合は、改定後の金額に合わせて再度公表する予定です。

※(注2) ほ場により、20%以内で増減することができます。

農地法第52条に基づく農地の賃借料情報提供について

令和5年～令和7年 山ノ内町の農地賃借料情報

項 目	総 計		10a あたり 平均賃料	10a あたり 最高賃料	10a あたり 最低賃料	データ数 (筆数)
	山ノ内町	平均				
	山ノ内町	平均	9,400円	—	—	411
1	田	水 稲	4,800円	14,900円	1,000円	48
2	畑	野 菜	5,400円	10,400円	800円	17
3		そ ば	900円	1,500円	500円	19
4	樹 園 地	り ん ご	10,700円	37,700円	3,000円	243
5		ぶ ど う	10,900円	40,000円		77
6		も も	10,500円	28,000円		33
7	地	プ ラ ム	8,300円	23,600円		20
8		ブ ル ー ベ リ ー				
9	他 作 物		4,400円	7,500円	1,800円	6

*1 金額は算出結果の十円単位を四捨五入し、百円単位としています。

*2 各項目の平均賃料は、四捨五入前の数値をデータ数で加重平均した値です。

*賃借料はあくまで基準(目安)であり農地の面積、形状、傾斜度、耕作作業条件、生産調整及び灌漑排水使用料などの実情を考慮して、当事者間により賃借料金を決定してください。

農業委員会だより

編集 農業委員会広報部会

第87号



地域計画をどう実践する!?

山ノ内町の農業を担っている基幹的農業従事者※の数は令和2年までの10年間で約25%減少し997人となりました。さらに令和17年には577人に減少する見込みです。

これにより遊休農地の増加、担い手不足がさらに加速することが予想されます。

このことから想定される町の農業の主な課題と農業者や自治体が取り組むべきこととして、次のものが挙げられます。 ※主に自営農業に従事している人

課題として

- 担い手不足の深刻化…農業経営の継続・地域農業の維持が難しくなる。
- 遊休農地の増加…担い手不足により耕作放棄地の増加、地域の農地保全機能の低下
- 地域農業の維持（集落機能の低下）…水路管理や共同作業など地域機能の維持機能低下



これらの課題を解消するために次の取り組みが重要となります。

- 新規就農者・後継者の確保・育成、作業の共同化、農業法人化、外部人材の受け入れ態勢の構築
- 農地の見える化（出し手（貸し手・売却希望者）と受け手（借り手・購入希望者）や農地の情報などの共有）、遊休農地の再生支援、将来の農地利用の明確化
- 中山間地域直接支払・多面的機能支払制度などの国庫交付金の活用、地域ぐるみの営農体制の構築、地域内の役割分担の見直し、地域外人材との連携、有害鳥獣対策の強化など、農業者・JA・自治体が連携し、地域全体で農業を支える体制の構築が求められます。

農作業中の事故や熱中症に注意してください!

5月の末を迎え農作業が本格化する時期となっています。

農作業事故は高齢者や、トラクター等農業機械によるものが多く発生しています。

農業機械に乗る時は、シートベルト、ヘルメットを着用し、走行中の転倒、転落に注意しましょう。

炎天下での農作業は、熱中症の危険性を高めます

作業をする際は蒸し暑い時間帯はできるだけ避け、意識して休憩

水分補給を行いましょう。また、帽子や風通しのいい服を身に着け、暑さを避ける工夫をしまししょう。

体調不良の症状があれば、すぐに作業を中断してください。



今年も農地利用状況調査(農地パトロール)を実施します

農業委員会では毎年8月、農地法に基づき、町内の農地の利用状況を確認し、農地の有効活用を進めるため、「遊休農地の調査・解消月間」として農地パトロールを実施しています。期間中は、農業委員等が各ほ場を巡回し、農地の状況を記録します。



調査の結果、遊休農地と判断された場合には所有者の方へ今後の利用意向をお伺いし、再生が難しいと判断された場合には、非農地としての手続きをご案内します。

実施期間などの詳細につきましては、決まり次第あらためてお知らせしますので、ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、町農業委員会事務局（電話 33-3112）まで

あとがき

冬も終わってしまつと、長かったようで短かったような季節の移ろいを感じます。春は新たな作付けの始まりであり、これからは農作業に追われる日々が続きます。最近機械化が進む中でも、最後に頼るのはやはり「人の手」であり、その大切さを改めて実感しています。一方でその「人の手」の状況は年々変化し、多くの課題も抱えています。こうした中でも健康に留意し、皆様と支え合いたい農業の魅力伝えていきたいと思えます。

小林 貴 農業委員